別冊資料②

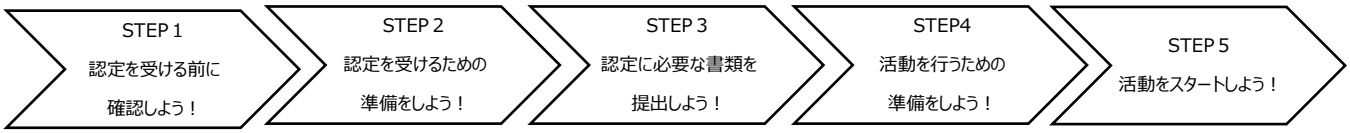
「豊中市認定地域クラブ」認定の手引き

※別紙資料については、必要に応じて最新の情報に随時更新します。(最終更新日:令和 8 年(2026 年)10 月 15 日)

「豊中市認定地域クラブ」の運営をしたい団体の皆様へ

「豊中市認定地域クラブ」認定に向けての流れ

「豊中市認定地域クラブ」設立の流れ

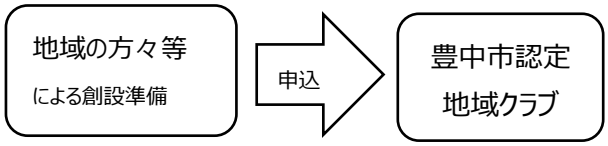


STEP 1　認定を受ける前に確認しよう！

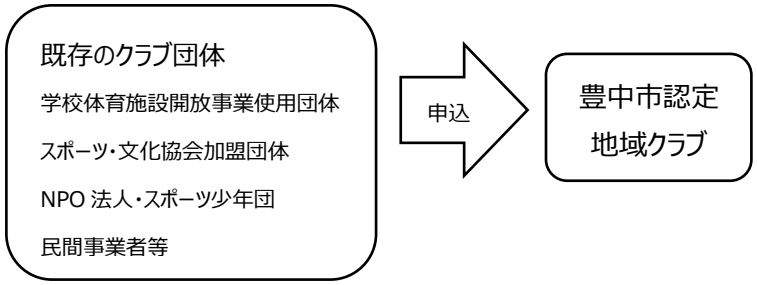
豊中市の子どもたちのために、地域クラブを創設し、「豊中市認定地域クラブ」として認定を受けたいと思ったら、『豊中市認定地域クラブ活動「とよチャレ」に関する総合的なガイドライン』を読み、基本理念や活動指針について理解を深めましょう。
設立パターンやクラブの形によって、設立までの流れは異なります。まずは、どのような形のクラブを創設したいのかを明確にし、設立までのイメージを持ちましょう！

※設立パターン(例)

①新たに「豊中市認定地域クラブ」を立ち上げる

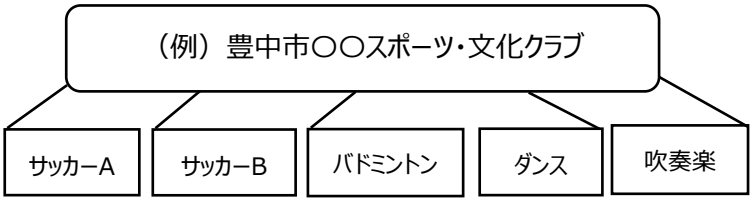


②既存団体が「豊中市認定地域クラブ」の認定を受ける



※クラブの形(例)

①運営団体が複数の実施主体を統括
→複数の活動(チーム)をまとめて運営する形



※同一種目で複数のチームを設置することも可能です。市立中学校・義務教育学校施設(以下「市立中学校施設」という。)を利用する場合は、それぞれ別の活動場所を利用できますが、チームごとに指導者を確保している必要があります。

②運営団体と実施主体を兼ねる
→一つのクラブが一つの活動を運営する形

（例）豊中市〇〇スポーツ・文化クラブ

（例）豊中市〇〇スポーツ・文化クラブ
※一つの実施主体の中で、曜日別などのコースを設けることもできます。市立中学校施設を利用する場合は、同一の活動場所で実施してください。

※運営団体…認定申込や会計管理、施設利用申込などクラブ全体の運営を行う団体
※実施主体…実際に活動を行うチーム・教室・クラブ等

【重要！！】

※学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であることから、技能向上のための個人レッスンや、進学のための学習塾等は対象として想定しません。

※運営団体が複数の実施主体(チーム)を統括する場合は、規約を実施主体ごとに別途作成してください。(コース分けのみの場合は同一で可)

※生徒に同運営団体の同一種目をかけもちさせることはできません。（生徒の活動時間(週 11 時間程度)の上限以内であれば、保護者の理解のもと活動することが考えられます。）

※生徒が複数の「豊中市認定地域クラブ」に所属したい場合は、生徒の活動時間（週 11 時間程度）上限以内であれば保護者の理解のもとで活動することが可能です。

次に、実際に運営や指導をする仲間を集めましょう。

チェック！ 指導者・運営スタッフの配置について

□「豊中市認定地域クラブ」では、代表者、会計担当者、指導責任者及び指導者を置くものとし、代表者、会計担当者及び指導責任者は 18 歳以上（高校生を除く。）の者であることとします。ただし、代表者・会計担当者・指導責任者のうち二役まで兼任することを認めます（一人が三役を兼ねることはできません。）。

□指導責任者は、指導者を統括し、クラブ活動における安全管理及び適切な指導体制の確保に責任を負う者とします。

□代表者、会計担当者以外に、必要に応じて副代表、監査役等の役職を設置することができます。

□生徒への技術指導等を行う指導者は、各実施主体につき原則 2 名以上を確保してください。なお、代表者、会計担当者及び指導責任者が指導者を兼ねることを妨げません。

□活動時は必ず 1 名以上の指導者を配置してください。また、参加者数や活動内容に応じて見守りを行う運営スタッフ（保護者を含む。）を配置するなど、安全な活動体制を確保してください。

□複数の競技又は種目のクラブを運営する場合、代表者及び会計担当者は複数のクラブで兼務することができます。また、指導責任者についても、各クラブにおいて適切な指導体制及び安全管理体制が確保されている場合は、複数のクラブの指導責任者を兼務することができます。

□指導者は複数の「豊中市認定地域クラブ」において指導を行うことができます。ただし、同一時間帯に複数のクラブで指導を行うことはできません。

□「豊中市認定地域クラブ」として大会やコンクールに参加する場合は、指導者の審判資格の保持等、大会参加要件を事前に確認してください。

□クラブの代表者は、**指導者確保において、指導を望まない方に参加を強いることのないよう十分に配慮してください。**また、指導者の健康や生活等に支障がないことを常に確認するようにしてください。

STEP２　認定を受けるために準備をしよう！

チェック！「豊中市認定地域クラブ」の認定を受けるためには「とよチャレポータルサイト」(以下「ポータルサイト」という。)にて、認定申込を行う必要があります。

【入力事項】 ※は留意事項です。事前によく確認してください。

□運営団体名

□クラブ名(実施主体名)

□競技などの活動名

□代表者の氏名・住所・連絡先

□会計担当者の氏名・住所・連絡先

□指導者の氏名・住所・連絡先

□活動方針

□活動内容

□活動日時(開始時間・終了時間)

□活動場所（活動場所について、市立中学校施設以外の場合はその場所と住所を記入）

□市立中学校施設使用希望（必要な団体、第三希望まで記入）

※「豊中市認定地域クラブ」は、令和 9 年度から令和 10 年度夏頃までの移行期間においては、平日の夜間（18 時～21 時まで）休日（部活動のない時間帯）[1]について、市立中学校施設を無償かつ優先的に使用することができます。市立中学校施設を活動の拠点として使用を希望する場合には、使用希望(第三希望まで)を入力してください。また、これまでも学校部活動では、グラウンドや体育館を分割し、複数の部活で譲り合って使用していました。**そのため、部活動が地域展開した際も、市立中学校施設については、クラブでの分割使用が考えられます。また、生徒が様々な種目に参加しやすい環境を作るためには、各中学校区に種目をバランスよく配置する必要があるため、必ずしも希望の市立中学校施設が使えるとは限りません。事務局より空きのある市立中学校施設への移動を依頼することもあります。また、クラブ数が増えてくると、活動日数の調整を依頼する場合があります。**

※とよチャレの活動場所として使用できるのは、**市立中学校施設が基本**となります。**市立小学校施設は無償及び優先使用の対象ではありません。**

※「豊中市認定地域クラブ」の学校施設利用は、本市の部活動地域展開を推進するための制度に基づくものであり、学校体育施設開放事業とは別制度です。そのため、**同一の団体又は活動を、「豊中市認定地域クラブ」と学校体育施設開放事業使用団体の双方に重複して申込することはできません。**既に学校体育施設開放事業使用団体として活動している団体が「豊中市認定地域クラブ」となる場合は、別のクラブとして新たに認定を受けるか、既存団体を「豊中市認定地域クラブ」へ完全に移行する必要があります。なお、「豊中市認定地域クラブ」は小学校施設を活動の拠点とすることはできません。

□年間スケジュール（大会・コンクール等への参加予定を含む。）

□クラブで使用する金融機関の情報(団体名義)

※実施主体が複数のチームを運営する場合は、チームごとに口座を分けて管理することが望ましいです。やむを得ず一つの口座で管理する場合は、チームごとに収支を区分して管理してください。なお、「とよチャレクラブ連絡アプリ」（以下「アプリ」という。）を活用すればチームごとの収支管理が容易になります。

※新規団体などで団体名義口座の準備が間に合わない場合は、クラブ員が活動を開始するまでに準備をしてください。

□備品使用希望(必要な団体)

※各学校の施設及び備品使用状況はポータルサイトを参照してください。

□緊急用車両登録申込（必要な団体のみ。1 団体につき 1 台まで。申込のない車両の乗り入れは一切認めません。）

【必須添付資料】

□クラブ規約

※クラブ規約については、別冊資料①「豊中市認定地域クラブ」認定要件確認書(チェックリスト)及び手続について 【要件５】に関する具体的事項を参考にしてください。※実施主体が複数のチームを持つ場合は、規約を別途作成してください。

□クラブ員及び指導者が保険に加入していることが分かる書類

※申込時にクラブ員がいない場合は、活動開始までに提出してください。

※クラブ員及び指導者が増えた場合、保険加入を証明する書類を追加で提出してください。

[1] 令和 9 年度(2027 年度)～令和 10 年度(2028 年度)夏ごろまでの措置。部活動が完全展開した後については時間帯の変更が考えられる。

STEP３　認定に必要な申込書類を提出しよう！

※認定の手順は以下の通りです。申込状況についてはポータルサイト内で確認できます。

①ポータルサイトで申込（入力・書類添付）→②書類審査（必要に応じてヒアリング）→③面接→④団体の運営に関わる全ての人の研修受講・保険書類の提出→⑤認定結果通知書の送付（正式な認定）→⑥クラブ情報の掲載・アプリ利用の開始

チェック！　ポータルサイトにて認定申込を行いましょう。

ポータルサイトにて認定申込を行います。必要事項を入力し、必要書類を添付して申込してください。申込は下記の URL からアクセスできます。なお、何らかの理由でポータルサイト上での申込が難しい場合、事務局へ相談してください。

申込手順は、豊中市「学校部活動の地域展開」ホームページ→「とよチャレポータルサイト」を確認してください。

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kyo_iin/iin_topics/bukatutiikitenkai.html

チェック！　指導者研修動画を見て、理解度確認テストを受けよう

「豊中市認定地域クラブ」の代表者、会計担当者、指導責任者、指導者その他クラブの運営に関わる全ての者は、認定前に、ポータルサイトで所定の研修動画を視聴し、理解度確認テストを受けてください。代表者は、各指導者の受講状況をポータルサイトで確認できます。

「豊中市認定地域クラブ」に認定後の流れ

認定後、クラブ情報の掲載及びアプリの利用に必要な権限を付与しますので、クラブプロフィール等の掲載準備を進めてください。認定申込時にクラブ員がいない場合は、クラブ員が揃い次第、ポータルサイト上でクラブ員の登録及び保険加入を証明する書類を追加で提出してください。

「豊中市認定地域クラブ」への申込については、**令和８年 12 月１日(火)**より開始予定です。申込方法等の情報については、市のホームページなどで周知していきます。なお、**認定期間は最大 ３ 年間**とし、更新する場合は、ポータルサイトにて申込を行います。

STEP４　活動を行うための準備をしよう！

①クラブ員をあつめよう！

クラブの活動に参加する生徒を集めましょう。とよチャレは、生徒が自主的・自発的に活動を選択することが大原則です。**生徒に入会を強制したり、退会を引き留めたりすることはできません。また、他の豊中市認定地域クラブ等に移籍をすることを妨げることはできません。**

チェック！　クラブ員の募集について

□各クラブのプロフィールは、原則ポータルサイトに掲載します。

※クラブごとにチラシ等を作成し、配布や掲示依頼を行い、周知をすることは可能です。作成物には「豊中市認定地域クラブ」である旨を明確に明示し、許可を得たうえで配付及び掲示をするようにしてください。**市立学校及び義務教育学校への配付に関しては年度当初に事務局にて集約を行う予定です。クラブから個別に依頼はできません。**

□入会を検討している生徒や保護者のために、見学会や体験会等を開催することも考えられます。参加を検討している生徒が実際活動する場合は、体験会であっても保険に加入するよう努めてください。

□**「とよチャレ」の活動目的及び理念が、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであることから、参加を希望する生徒を広く受け入れるようにしてください。また、中学校に入学後に認定地域クラブへの参**

加を検討する生徒が多くいることから、新年度が始まる前に受付を締め切ることがないようにしてください。

②活動する市立中学校施設を確認し、活動に必要な道具をそろえよう。

チェック！ 市立中学校施設及び学校備品の使用について

□学校備品を使用する場合は、ポータルサイトから利用申込みを行い、許可を受けて使用するものとします。

□市立中学校施設の破損及び備品の破損や紛失等があった場合は、**過失や故意に関わらず、アプリにて速やかに学校及び事務局まで連絡してください。**

□とよチャレで使用する用具については、原則毎回持ち帰りとします。ただし、毎回の持ち運びが困難な大きな道具、重い道具については、事務局にご相談ください。

□市立中学校施設内は全面禁煙です。また、認定地域クラブの活動中は、活動場所の内外を問わず、指導者、運営スタッフその他クラブ関係者による喫煙を禁止します。

□市立中学校施設及び学校備品の使用についての詳細は、別冊資料④「豊中市認定地域クラブ」市立中学校・義務教育学校施設利用マニュアルを参照ください。

③活動開始までに、クラブ員及び指導者は確実に保険へ加入しよう。

認定申込時または活動開始までに、クラブ員及び指導者の保険加入が証明できる書類を事務局に提出してください。**クラブ員や指導者が保険に加入していない状況で、活動をすることは認められません。**

④クラブ員の保護者に対し、保護者説明会等を開き、共通理解を図ろう。

クラブの活動開始前には、参加する生徒の保護者を対象とした説明会等を開催しましょう。活動の方針や状況、会計処理等の情報については、保護者に理解してもらい、円滑な運営をしていくためにも、定期的に保護者会を開催する等して報告することが望ましいです。また、定期的な保護者会でなくても、アプリ等で活動の様子を情報発信していくことも、保護者の活動への安心感を高めるうえで有効です。

チェック！ 保護者説明会で伝えること

□活動の目的　□活動場所・活動計画・スケジュール　□指導者

□参加費等必要経費　□保険　□緊急時の対応

STEP５　活動をスタートしよう！

『豊中市認定地域クラブ活動「とよチャレ」に関する総合的なガイドライン』を遵守し、安全かつ充実した活動ができるようにしてください。事故の防止や参加者の健康管理に関する資料を二次元コードにて掲載します。クラブの指導者及び運営スタッフは熟読し、緊急時の対応についての共通理解を図ってください。

「指導者の皆さまへ」

運動・スポーツ中の安全確保対策の評価・改善のためのガイドライン(試行版)(スポーツ庁令和８年１月)

「運営者の皆さまへ」

豊中市救急ガイド

活動を開始する前にアプリに登録してください。アプリは、クラブと生徒・保護者間の連絡及びクラブ運営を円滑に行うためのツールとして、活動連絡やお知らせの配信に加え、月謝の徴収・決済、指導者の勤怠管理、生徒の出欠管理などの機能を一体的に提供するものです。認定後、各団体にアカウントが付与されますので、二次元コード等を活用し、登録を行ってください。
クラブの運営は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行ってください。認定申込時に提出した書類から、規約の内容や活動計画等、変更が生じた場合には、速やかにポータルサイト上で変更手続きを行ってください。
また、「豊中市認定地域クラブ」は、活動報告及び収支の状況を記載した報告書（※様式は任意）を、翌年度の５月末日までに事務局へ提出してください。



チェック！ アプリへ登録しよう

□付与されたアカウントから登録を行います。
□クラブ員や保護者にもアプリをインストールしてもらい、使用してください。
※豊中市立学校の生徒については、１人１台端末へのインストールも可能です。
□月謝の決済など、アプリガイドを参照し、活用してください。



チェック！ 大会やコンクール等に参加する場合

□大会への参加において、クラブとして各競技協会等への登録が必要になる場合があります。
□事前に各種大会の参加規程や要項等を必ず確認してください。参加者の条件や指導者の資格によっては、大会・コンクール等に参加できない場合があります。
□大会・コンクール等への参加については、指導者の一方的な思いだけで決めるのではなく、参加者や保護者の考えを尊重し、了承を得て適切に参加できるようにしてください。
□大会・コンクール等の主催者から依頼があれば、大会役員やスタッフの業務等、大会の運営に積極的に協力するようにしてください。



チェック！ 翌年度の５月末までに申込が必要な書類

□豊中市認定地域クラブ活動報告書
□収支報告書（形式は任意）
※期日までの提出が難しい場合は、事務局へ連絡してください。



チェック！ 活動中の指導について

クラブ代表者の指示のもと、指導をスタートします。『豊中市認定地域クラブ活動「とよチャレ」に関する総合的なガイドライン』や各クラブの方針に沿った指導が求められます。

□指導者等は、実技指導のほか、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、大会等の引率、用具の点検・管理、保護者との連絡等、多様な職務に従事します。そのため、できる限り幅広い知識・技能の習得に努めてください。
□各競技・種目の指導者資格は必須ではありませんが、専門的な指導や事故、トラブル等の適切な対応を行うために、資格の取得に努めることを推奨します。
□**体罰、暴言や暴力、ハラスメント等の行為を絶対に行ってはいけません。**指導にあたっては、意見表明権[2]を含む生徒の基本的人権(意思の尊重)を擁護するように留意してください。
□活動中は、常にクラブ員の安全を確保し、練習などが過度な負担にならないよう、徹底してください。特に熱中症等の対

[2] こどもの権利条約第十二条。子どもが自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に意見を表明し、その意見が年齢及び成熟度に応じて相応に考慮される権利をいう。

策は万全に行い、休養と水分補給の時間を確実に設定してください。**暑さ指数(WBGT)31℃以上の場合は、原則運動を中止してください。**

□**気温や気象等の状況に十分留意して活動してください。特に暴風雨や落雷の可能性がある場合には、活動を直ちに取りやめ、クラブ員の安全を確保してください。**

□クラブ員間で事故やトラブルがあった場合は、速やかに適切な対応をとるようにしてください。クラブ員の命を守ることを最優先に、**緊急事態の場合は、躊躇なく警察や消防等への通報を行ってください。**

また、クラブ員間でいじめや暴力等が確認された場合は丁寧に対応し、状況によっては保護者の了承を得つつ、クラブ員の在籍校への情報共有を行うようにしてください。

【参考資料】「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(文部科学省令和７年 12 月)
別冊資料②　部活動の地域展開等に関する参考資料　より抜粋

地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて

- **地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体（市区町村、市区町村以外の団体）や、事故等の原因主体（団体、指導者、生徒）に応じて賠償責任主体や賠償制度・保険の取扱いが異なる。
- **活動場所（市区町村立中学校等）の施設・設備の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体等に関わらず、施設・設備の管理者である市区町村が賠償責任主体となり、国家賠償法２条が適用される。

※【 】は賠償制度・保険の取扱い

			（１）地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等			（２）活動場所（市区町村立中学校等）の施設・設備の瑕疵に起因する事故等
			①団体の瑕疵に起因	②指導者の瑕疵に起因	③生徒の瑕疵に起因	
地域クラブ活動	運営主体	市区町村	市区町村	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法１条】	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	市区町村 【国家賠償法２条】
		市区町村以外の団体	団体 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象）など	指導者（団体に雇用されている場合は団体も使用者責任を負う） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	
（参考）学校部活動			市区町村 【国家賠償法１条】 ※災害共済給付において免責特約（災害共済給付の額の限度において設置者の賠償責任を免れさせる特約）を付することが可能	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法１条】 ※同左	生徒（保護者） 【民間保険】 ※災害共済給付では賠償責任保険は対象外。学校管理下の活動であり、「スポーツ安全保険」の対象外	

豊中市認定地域クラブに該当